

令和6年能登半島地震および奥能登豪雨 住民支え合い活動助成 2026 応募要項

社会福祉法人石川県共同募金会

1. 趣旨

令和6年1月1日、石川県能登地方を震源とする地震により、火災、津波、土砂災害などの複合災害が同時多発的に発生しました。また、その立て直しの最中、同年9月21日より発生した奥能登豪雨により、河川の氾濫や土砂災害などさらなる被害が発生しました。

度重なる大規模災害により、被災された方々は今なお、不自由な生活を余儀なくされています。被災地での生活再建や復興への取り組みは道半ばであり、心のケアやコミュニティ再建等、多種多様なニーズに対する支援を必要としています。

この助成事業は、こうした状況を踏まえ、被災された方々を石川県内にて支援する活動を行う非営利団体を資金面から応援し、人々のつながりをはぐくみ、地域コミュニティの再興に向けた住民の力を高める目的で実施いたします。

2. 助成年度

令和8年度に実施する事業が対象です。

(令和8年4月1日～令和9年3月31日の間に行い、完了する事業)

3. 助成対象団体

令和6年能登半島地震および奥能登豪雨により被災した地域で被災者に対する生活支援活動を行う地元住民が主体となっている町内会等自治組織、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人等非営利団体のうち、下記の要件を満たしている団体が対象です。

(法人格の有無は問わない)

- ① 活動地域が石川県内であるもの
 - ② 団体の規約並びに活動計画及び予算、決算を備えており、活動の実績、内容及び財務の状況を公開できるもの。
- ※ 活動実績が1年未満の団体には、活動について追加で聞き取り調査等を実施する場合があります。
- ※ 石川県内に所在する団体を優先して採択する場合があります。

ただし、下記に該当する場合は助成対象外とします。

- ① 特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、また反社会的勢力および反社会的勢力と関わりがある団体
- ② 国または地方公共団体が経営し、またはその責任に属するとみなされる事業
- ③ 名称の如何に関わらず、営利を目的に行っているとみなされる事業
- ④ 助成による効果が期待できない事業及び助成金以外の収入をもって実施することが適当と認められる事業
- ⑤ 行政等の公的財源が見込まれるものや、他の助成金が充当される事業

4. 助成対象活動

石川県内にて、令和6年能登半島地震および奥能登豪雨により被災した地域や被災者に対する支援を目的とした以下の活動を対象とします。活動の実施回数や継続期間に指定はありません。一度きりの活動でも申請は可能です。

- ① 居場所作り、学習支援、生活相談、子育て支援等の活動
- ② 被災者を主体とするコミュニティを再生するための支援活動
- ③ その他被災した地域や被災者の支援のために必要と認められる活動

5. 助成額

1団体につき20万円以内 ※助成総額は900万円を予定

6. 対象費用

下記費用が対象となります。なお、活動との関係が明確でない費用は対象外です。

	費用	用途例	備考
1	物品費	活動に必要な備品購入費、物品レンタル代	一過性の活動で備品購入を希望の際は、聞き取り調査を実施し可否を検討する
2	食費	食材費、食事・弁当代、茶菓代	団体の会議・打合せの際にかかる費用、アルコール飲料を除く
3	印刷費	チラシ等印刷代、コピー機使用料	
4	通信費	切手代、送料代	
5	運搬費	車両レンタル代、バス借上げ料、燃料代	
6	交通費	ボランティアの交通費	算出の根拠を明確にすること

7	会場費	会場借上げ料	
8	講師謝金	外部講師への謝金、出演料	費用の大半を占める場合を除く

7. 申請方法等について

下記の提出書類を令和8年6月12日（金）までに本会へ送付ください。（メールでの提出も可）

〈提出書類〉

- ① 申請書 ※本会のホームページよりダウンロードできます
- ② 定款又は会則及び役員名簿
- ③ その他、対象事業に関する参考資料等（団体のパンフレット等）

8. その他

応募に際して、本助成金は全国の方々の善意による寄付金が財源となっています。有意義な活動を行えるよう、寄付金の使途を熟考してご申請ください。また、物品購入や業者選定の際は、相見積もりをとるなど、必要最小限の額となるようご協力ください。

問合せ・申請書類送付先

社会福祉法人石川県共同募金会

〒920-8557 金沢市本多町3丁目1番10号 県社会福祉会館2階

TEL：076-208-5757 FAX：076-222-8900

E-mail：a-isk@akaihane-ishikawa.or.jp

